

# 日本原子力学会 水化学部会 第20回全体会議

開催日時:2021年11月18日(木)13:15~13:30

開催方法:Zoomによるオンライン開催

## - 議 事 次 第 -

- (1) 水化学部会賞の運用方法の見直しについて
  - ① 運用見直しの経緯・目的
  - ② 見直し概要
  - ③ 水化学部会部会賞細則の見直し案

# ①水化学部会賞の運用方法の見直しの経緯・目的

## 1. 水化学部会賞創立経緯

若手技術者による水化学部会活動への貢献を顕彰し、モチベーション向上を図るため、2018年10月に水化学部会賞(奨励賞, 講演賞)を設立

## 2. これまでの受賞者(敬称略)

第1回(2019年度)

奨励賞: 端 邦樹、黄 彦瑞

講演賞: 館 和希、有賀 智理、柴崎 理

第2回(2020年度)

奨励賞: 熊 一達

講演賞: 根岸 孝次、洞山 祐介

第3回(2021年度)

募集中

# ①水化学部会賞の運用方法の見直しの経緯・目的 (つづき)

## 3. 見直しの経緯

- ・これまでの運用を踏まえて、改善すべき点、検討すべき点について選考委員にて議論
- ・次の3点について改善を図るべきと結論

## 4. 要改善点

- a. 受賞資格の見直し
- b. 既受賞者の再応募のルール化
- c. 複数著者の論文に対する対象者の貢献度の確認方法の追加(奨励賞)

## ②見直し概要

### a.受賞資格の見直し

#### 【提案事項】

現状の受賞資格は応募時点で水化学部会員，学生部会員としているが，**応募後に入会した場合も**対象者とすることを認める。(応募時点では部会員であることを求めない)

#### 【理由】

現状のルールでは，春の年会で応募する時点で部会員でない場合，3月の1か月間だけのために部会費用を支払う必要がある。

部会員の裾野を広げるためにも，春の年会明けの4月以降～授与式(受賞年度末)までに入会してもらうことで資格が得られるよう門戸を広げることとする。

## ②見直し概要（つづき）

### b.既受賞者の再応募のルール化

#### 【提案事項】

現状は再応募の可否がルール化されていないため、以下のようにルール化する。

- ・同一カテゴリー内の再応募は認めない
- ・異なるカテゴリー（奨励賞⇔講演賞）への再応募は可

#### 【理由】

若手のモチベーション向上のための賞であり、繰り返し受賞することに意味がないため。

## ②見直し概要（つづき）

### c. 複数著者の論文に対する対象者の貢献度の確認方法の追加（奨励賞）

#### 【提案事項】

複数の著者がいる論文に対しては、推薦書に**対象者の貢献度に関する説明書を添付**してもらうこととする。

#### 【理由】

複数の著者がいる論文を対象として奨励賞の推薦を出された場合、**評価者が対象者の貢献度を客観的に評価することが難しい**ため。

## ③水化学部会部会賞細則の見直し案

(目的)

第1条 本細則は「水化学部会規約」第1条, 第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)第1条に基づき, 水化学部会部会賞(以下, 「部会賞」という)について定めることを目的とする。

変更なし

(趣旨)

第2条 若手技術者による水化学部会活動への貢献を顕彰し同分野の発展をうながすことを目的として, 部会賞を授与する。

変更なし

(表彰の種類, 対象, 要件)

第3条 部会賞に下記賞を設ける。

2 奨励賞: 原子力発電に係る水化学分野に関する顕著な学術または技術上の業績のあった40歳以下(発表時)の水化学部会員または学生部会員(※)に授与する。

(※)応募時点で水化学部会員または学生部会員でない場合でも, 応募後速やかに入会した者に対して授与する。

a.を反映

(1) 査読付きの学術誌に筆頭著者として1報以上発表しており, 同様の研究内容で他部会の奨励賞等を受賞していない個人のうち過去に同賞を受賞していない個人を対象とする。  
なお, 過去3年間の論文を対象とする。

b.を反映

(2) 原則として, 毎年3名以内とする。

## ③水化学部会部会賞細則の見直し案（つづき）

（表彰の種類，対象，要件）

第3条 部会賞に下記賞を設ける。

2 奨励賞：（前項の通り）

3 **講演賞**：日本原子力学会または水化学部会が主催もしくは共催する行事において，原子力発電にかかる水化学分野の研究・技術開発成果について，優れた口頭発表をおこなった40歳以下（発表時）の水化学部会員または学生部会員（※）に授与する。

（※）応募時点で水化学部会員または学生部会員でない場合でも，応募後速やかに入会した者に対して授与する。

a.を反映

（1） 国際会議（Nuclear Plant Chemistry Conference (NPC), Symposium on Water Chemistry and Corrosion in Nuclear Power Plants in Asia (AWC))および日本原子力学会「春の年会」，「秋の大会」で口頭発表した個人のうち過去に同賞を受賞していない個人を対象とする。なお，過去3年間の行事（講演）を対象とする。

b.を反映

（2） 原則として，毎年3名以内とする。

## ③水化学部会部会賞細則の見直し案（つづき）

（選考方法）

**第4条** 部会賞選考小委員会を設置する。選考小委員会は、部会長が指名する運営小委員会委員6名以上で構成する。

2 選考対象者あるいは推薦者となった者は、選考小委員会の委員にはなれない。

3 委員の辞退等により選考小委員会の委員数が6名を下回った場合には、委員を追加指名する。

4 委員名は選考時には公表しないこととし、公正を期すため選考小委員会の任期後に公表する。

5 選考小委員会は、水化学部会ホームページ、水化学部会連絡メールにより奨励賞および講演賞の募集を公告し部会員に周知し、水化学部会員に水化学部会賞（奨励賞）および水化学部会賞（講演賞）受賞候補者の推薦（自薦および他薦）を求める。

なお、複数の著者がいる論文を対象として奨励賞に推薦された者については、被推薦者の貢献度について、推薦者に説明を求めることができる。

c.を反映

### ③水化学部会部会賞細則の見直し案（つづき）

（表彰時期）

第5条 奨励賞および講演賞の表彰は、部会全体会議にておこなう。

変更なし

（選考結果報告）

第6条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

変更なし

（改定）

第7条 本細則の改定は、水化学部会全体会議が決定し、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

変更なし

（その他）

第8条 本細則で定められていない事項については、運営小委員会において協議する。

変更なし